

平成29年度区立小・中学校等定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査期間

平成29年11月1日（水）から平成29年12月18日（月）まで

2 監査の対象

平成28年度の財務に関する事務の執行状況及び財産の管理状況

3 監査対象校及び日程

別添「平成29年度区立小・中学校等定期監査日程表」のとおり

4 監査の内容及び主な着眼点

区立小・中学校等定期監査は、平成28年度の財務に関する事務の執行状況及び財産の管理状況について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に基づき、適正かつ効果的に執行されているかを基本に、以下の項目を踏まえて実施した。

- (1) 予算の執行は適正かつ合理的に行われているか。
- (2) 契約の締結及び履行の確認は適正に行われているか。
- (3) 給与関係事務（給与、出張、休暇等）は適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は適正に行われているか。
- (5) 児童・生徒の危機管理は適切に行われているか。

5 監査の方法

監査事務局職員による書類調査及び監査委員による説明聴取の方法により監査を行うとともに、施設を視察し、管理状況について監査を実施した。

第2 監査の結果

1 指摘事項

監査の結果、次のような是正及び改善を要する事項が見受けられたので指摘する。
なお、軽微な事項は口頭で注意した。

(1) 服務事務における事務処理を誤っていたもの

ア 教職員（校長を除く）の職務専念義務免除申請の決定権者は校長であるが、副校長が決定していたものがあつた。

（菅刈小学校、中目黒小学校、烏森小学校）

イ 教職員（校長、副校長を除く）の旅行の命令権者は副校長であるが、校長が命令していた。

（第八中学校）

ウ 時間講師について、勤務時間の振替命令の命令権者は副校長であるが、校長が命令していた。

(菅刈小学校)

エ 臨時的任用の教職員（産休・育休代替教職員）について、任用予定の変更の度に、誤って、年次有給休暇を新規として付与したため、結果として正当な付与日数を上回って休暇を取得していたものがあつた。

(油面小学校)

オ 宿泊を伴う出張で出張復命書が作成されていないものがあつた。

(中目黒小学校、油面小学校、烏森小学校)

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

旅費の算定にあたり、定期券及び回数券等利用の場合の旅費の調整、出張時間前後の年休取得時の旅費支給の適用、旅行雑費の適用等に誤りがあり、支給額に過払いや不足が生じていた。

(碑小学校、中目黒小学校、油面小学校、烏森小学校、月光原小学校、不動小学校、第八中学校、東山中学校)

(3) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

物品の購入に当たり、1件当たり5万円以上の契約については原則として2者以上の業者から見積書を徴取することとされている。契約依頼時の契約確認票では2者以上からの見積徴取としていたが、実際には1者からの見積徴取のものがあつた。

(碑小学校)

(4) 理科準備室内における毒物劇物の管理が適正でなかったもの

ア 毒物劇物危害防止規定において、規定が整備されていなかったり、整備はされているが必要事項が漏れているものがあつた。

(中目黒小学校、烏森小学校、第八中学校)

イ 毒物劇物管理簿について、教育指導課長の通知に基づく最新の様式を用いず、旧様式を使用しており、毒物、劇物又は一般薬品類の別を記載していないものがあつた。

(中目黒小学校、第八中学校、第十一中学校)

ウ 毒物劇物の管理状況について、自己点検表を用いて年3回以上確認すべきところ、年1回しか行っていなかった。

(中目黒小学校、第八中学校)

エ 毒物劇物の管理について、保管庫内の残量と毒物劇物管理簿の記載とが一致していないものがあつた。また、毒物劇物管理簿を、パソコンで管理しており、使用量の確認や管理監督者の確認の押印など、適時適切な管理ができていなかった。

(烏森小学校)

オ 毒物劇物の管理について、使用した薬品以外の残量確認を行っていなかった。

(第八中学校)

2 意見・要望事項

改善について検討を求める事項が見受けられたので、次のとおり意見・要望を述べる。

(1) 服務・給与事務及び契約事務について

服務・給与事務等については、これまでの監査結果等を踏まえ、おおむね適正な事務処理がなされていたが、指摘事項で述べたように、服務・給与事務等について、事務処理ミスが複数校で見受けられた。

その中には、監査の実施に当たり、各学校における事前の書類点検により事務処理ミスが見つかった事例もあり、日頃からのチェック不足や、担当者任せの対応を伺わせるケースがあった。

今回監査で指摘を行った事項は、各学校・幼稚園・各こども園に共通する事務に関するものであり、各学校等においては、これらの指摘事項を共有するとともに、組織として日常的な点検・確認を徹底し、適正な事務執行に取り組まれない。

(教育政策課、学校運営課、教育指導課、各小・中学校、幼稚園、各こども園)

(2) 毒物劇物の管理について

理科準備室内における毒物劇物については、不要な薬品や当該年度に使用しない薬品類をすべて処分するなど非常に管理しやすい状態で保管している学校が複数校あった。一方で、毒物劇物危害防止規定や薬品リストを作成していなかったり、一部の薬品の残量が薬品管理簿と一致していない事例が見受けられた。

各学校長においては、毒物劇物の管理の重大性を教職員に十分に周知し、理解を図った上で、定期点検の確実な実施、使用記録の徹底と確認など、適切な管理に努められたい。

教育委員会としては、平成29年5月に合同校(園)長会で、9月に合同校(園)長会と合同副校(園)長会において毒物劇物管理の注意喚起を実施している(学校内に保管している薬品類の管理のポイントとして、平成28年5月6日付け目教指第985号通知要旨を説明)が、管理が行き届いているとは言いがたい。そのため、管理が不十分な学校に対して薬品の保管・管理に係る確認を行うなど、改めて適正な管理が行われるように指導を徹底されたい。

(教育指導課、各小・中学校)

(3) 危機管理について

目黒区地域防災計画(平成28年度修正)において、各学校は地域避難所に指定されており、その運営を担う避難所運営本部は、「学校長を管理責任者として、学校教職員、区職員及び避難住民等で組織する」と定められている。とりわけ、発災直後の時期は、「校長が避難所運営本部長、副校長が副避難所運営本部長として対応」することが予定されているところである(「目黒区避難所運営協議会の手引き」平成26年10月改正)。

こうした役割が等しく求められている中で、各学校の地域避難所開設時を想定した準備状況は様々であった。

既に住区エリアの避難所運営協議会が設立され、そこに加わり、避難所運営訓練などが実施されている学校、避難所運営協議会は未設立であるが、町会・自治会の訓練に参加するとともに、学校施設における避難所としての利用区画を決定し、教室等の部屋ごとにその表示が既になされていた学校、この面での地域との連携等が未確立の学校などである。

避難所運営協議会の有無という環境の違いは現実にあるものの、学校から町会・自治会に呼びかけて避難所運営訓練を実施したところもあり、災害はいつ発生するか分からないことから、避難所開設に係る学校側の準備も更に進めていく必要がある。予定されている役割を踏まえ適切な対応に努められたい。

(教育政策課、各小・中学校)

3 まとめ

今回の区立小・中学校等定期監査では、各学校等が経費の効率的・効果的な執行に努めており、おおむね適正に予算が執行され、学校施設等が管理されていた。

しかしながら、一部の学校においては、指摘事項とせざるを得ない不適切な事務処理や改善について検討が必要な事項が見受けられた。これらの指摘事項等の中には、今までの監査において繰り返し指摘等を行っているものもある。毒物劇物の管理については、前年度の監査対象校における管理がおおむね適正であったことと比較すると残念な結果である。

今回の監査で指摘等を行った学校はもとより、監査対象以外の各学校等も含めて、教育委員会と学校等とが連携して事務改善等を図り、各学校等における事務処理と施設管理の一層の適正化に努められたい。

以 上